



茨城県報

第 269 号

令和 4 年 (2022年) 1 月 6 日

木 曜 日

目 次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ●寄附金の収納事務の委託 (税務課) | 1 |
| ●指定代理納付者の指定 (2件) (税務課) | 2 |
| ●大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) | 3 |
| ●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) | 4 |
| ●定款変更の認可 (4件) (農村計画課) | 5 |
| ●建設業法による営業停止処分 (2件) (監理課) | 6 |
| ●道路の区域の変更 (3件) (道路維持課) | 7 |
| ●道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) | 9 |
| ●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) | 9 |
| ●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) | 10 |
| ●建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定 (建築指導課) | 10 |
| ●土地改良事業の認可 (農林事務所) | 10 |
| 公 告 | |
| ●農地を利用する権利の設定の裁定申請 (農業経営課) | 11 |
| ●公共測量の実施 (2件) (用地課) | 12 |
| ●道路の取消し (建築指導課) | 12 |
| ●開発行為の工事完了 (建築指導課) | 13 |
| ●入札公告 (8件) (下水道課) | 13 |
| (企 業 局) | |
| ●入札公告 (3件) | 54 |
| (警 察 本 部) | |
| ●落札者等の公示 | 68 |
| 指 示 | |
| (茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会) | |
| ●漁業法に基づく指示 | 68 |

告 示

茨城県告示第 1 号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託し

たので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 受託者の住所及び氏名
東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
株式会社さとふる
- 2 委託事務の内容
いばらき応援寄附金の収納事務
- 3 委託期間
令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

~~~~~

### 茨城県告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、告示する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定代理納付者の名称  
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地  
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入の内容  
いばらき応援寄附金
- 4 指定代理納付者として指定する期間  
令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 指定年月日  
令和 3 年 12 月 24 日

~~~~~

茨城県告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、告示する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定代理納付者の名称
P a y P a y 株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入の内容
いばらき応援寄附金
- 4 指定代理納付者として指定する期間

令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

5 指定年月日

令和 3 年 12 月 24 日

茨城県告示第 4 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コージン

代表取締役 寺田 信平

(2) 住所

龍ヶ崎市 1692 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市 光順田 1753 番地 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 3 年 8 月 21 日 外

(4) 変更する理由

小売業者の代表者、住所に変更が生じたため

3 届出年月日

令和 3 年 12 月 21 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部 中小企業課

茨城県告示第 5 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コージン

代表取締役 寺田 信平

(2) 住所

龍ヶ崎市1692番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市光順田1753番地 外

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 8 時

(3) 変更の年月日

令和 3 年 12 月 22 日

(4) 変更の理由

営業計画変更に伴う営業時間変更のため

3 届出年月日

令和 3 年 12 月 21 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 6 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ古河丘里店・ウエルシア古河東牛谷店

古河市東牛谷字道南1459番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 3 年 11 月 18 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 神代 顕彰

(変更後) 代表取締役 西野 敏哉

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 3 年 11 月 1 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 7 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん小堤店

古河市小堤字原 1916-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 3 年 11 月 18 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 神代 顕彰

(変更後) 代表取締役 西野 敏哉

(3) 届出年月日

令和 3 年 11 月 1 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 8 号

菅原土地改良区から令和 3 年 10 月 11 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により令和 3 年 12 月 22 日認可した。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第9号

三和西部土地改良区から令和3年8月31日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和3年12月22日認可した。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第10号

八俣幸島土地改良区から令和3年8月31日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和3年12月23日認可した。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第11号

宍戸土地改良区から令和3年10月28日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和3年12月23日認可した。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第12号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 処分をした年月日 令和3年12月27日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 株式会社進栄建設
 - (2) 所在地 東茨城郡茨城町大字神谷779番地10
 - (3) 代表者の氏名 田家 美智也
 - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（特-30）第13472号

3 処分の内容

土木工事業のうち、公共工事に係る営業の15日間（令和3年12月27日から令和4年1月10日まで）の停止

（注1） 「土木工事業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注2） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が

発注者である建設工事をいう。

4 処分の原因となった事実

株式会社進栄建設及びその下請負人である有限会社根崎工務店は、茨城県水戸土木事務所発注の「25国補地道第25-03-159-0-001号、24国補地道第24-03-159-0-003号他合併道路改良舗装工事」において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。

当該事実は、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

茨城県告示第13号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 処分をした年月日 令和3年12月27日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 有限会社根崎工務店
 - (2) 所在地 東茨城郡茨城町大字小鶴2009番地
 - (3) 代表者の氏名 根崎 敬一
 - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般-29）第21049号

3 処分の内容

とび・土工事業のうち、公共工事に係る営業の15日間（令和3年12月27日から令和4年1月10日まで）の停止
 （注1） 「とび・土工事業」とは、発注者から直接とび・土工・コンクリート工事を請け負う営業及び発注者から直接とび・土工・コンクリート工事を請け負う建設業を営む者がとび・土工・コンクリート工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注2） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

4 処分の原因となった事実

株式会社進栄建設及びその下請負人である有限会社根崎工務店は、茨城県水戸土木事務所発注の「25国補地道第25-03-159-0-001号、24国補地道第24-03-159-0-003号他合併道路改良舗装工事」において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。

当該事実は、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

茨城県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|-----------------|--|-------------|-------------|
| 笠間市南小泉字古峰145番 2 地先から 笠間市橋爪字本町574番 1 地先まで | 旧 (A) | メートル 最大 15.8 最小 6.1 | メートル 464 | |
| | 新 (A) (B) | 最大 15.8 最小 7.9 最大 40.7 最小 7.9 | 464 523 | 現道拡幅、バイパス新設 |

茨城県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|------|---------------------------|-------------|------|
| 笠間市橋爪字若宮623番 1 地先から 笠間市橋爪字本町574番 1 地先まで | 旧 | メートル 最大 29.6 最小 3.6 | メートル 296 | |
| | 新 | 最大 34.5 最小 16.6 | 296 | 現道拡幅 |

茨城県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 平友部停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|-----------------|--|-------------|-------------|
| 笠間市橋爪字本町551番 1 地先から 笠間市橋爪字清水久保825番 3 地先まで | 旧 (A) | メートル 最大 13.3 最小 5.9 | メートル 199 | |
| | 新 (A) (B) | 最大 13.3 最小 8.5 最大 32.3 最小 8.5 | 199 168 | 現道拡幅、バイパス新設 |

茨城県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字星の里3番地先から
稲敷郡阿見町大字島津字小作4656番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月17日

茨城県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年1月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市2523番1地先から
水戸市2520番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月18日

茨城県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年1月6日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線
- 3 占用を制限する区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|------|---------------------------|---------------|------|
| 稲敷郡阿見町大字星の里3番地先から 稲敷郡阿見町大字島津字小作4656番2地先 まで | 旧 | メートル 最大 50.0 最小 8.0 | メートル 2,200 | |
| | 新 | 最大 60.3 最小 32.0 | 2,200 | 現道拡幅 |

- 4 占用の制限の開始の期日 令和4年1月17日

茨城県告示第20号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

事 業 施 行 期 間 自 平成30年3月19日

至 令和6年3月31日

施 行 地 区 茨城県常総市三坂新田町字前田、字向田、字浦田、字沖田の各一部、三坂町字卯ノ起、字向町、字六畝町の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成30年3月19日

2 変更認可の年月日 令和4年1月6日

茨城県告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定したので、同法第77条の21第1項の規定に基づき告示する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名

水戸市中央一丁目8番17号

株式会社 安心確認検査機構

代表取締役 滑川 浩一

2 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年4月26日建設省令第13号）第15条第一号から第六号の二並びに第九号及び第十号並びに第十三号及び第十四号に掲げる区分

3 業務区域

茨城県全域

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

本部事務所 水戸市中央一丁目8番17号

つくば事務所 つくば市松代一丁目18番地1

5 指定年月日

令和3年12月24日

6 確認検査の業務を開始する年月日

令和4年1月10日

茨城県告示第22号

那珂川統合土地改良区から令和3年10月20日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）勝

倉地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により令和3年12月21日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月6日

茨城県県央農林事務所長 高 野 充

公 告

●農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下、「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 当該申請に係る農地の所有者等の氏名及び住所
不明（所有者死亡のため）
- 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| No. | 所在・地番 | 地目 | 面積(m ²) |
|-----|--------------------|----|---------------------|
| 1 | 那珂市額田南郷字向山2458番510 | 畑 | 871 |
| 2 | 那珂市額田南郷字向山2458番513 | 畑 | 993 |
| 3 | 那珂市額田南郷字向山2458番542 | 畑 | 573 |

- 当該申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法

| 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|----------|------|--------------|
| 令和4年4月1日 | 10年 | 63,340円 |

- 意見書の提出
当該申請に係る農地の所有者は、知事に意見を提出することができる。
 - 提出期限
令和4年1月21日
 - 提出先
茨城県農林水産部農業経営課
 - 記載事項

- ① 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ③ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- ④ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ⑤ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができない理由
- ⑥ 意見の趣旨及びその理由
- ⑦ その他参考となるべき事項

~~~~~

#### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 取手市
- 2 作業種類 公共測量（写真地図（レベル1,000））
- 3 作業期間 令和3年12月7日から  
令和4年3月31日まで
- 4 作業地域 取手市全域

- ~~~~~
- 1 測量計画機関 茨城県（県西農林事務所扱い）
  - 2 作業種類 公共測量（基準点測量）
  - 3 作業期間 令和3年11月25日から  
令和4年3月18日まで
  - 4 作業地域 桜川市真壁町山尾地内

~~~~~

●道路の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を取り消したので、公告する。

令和4年1月6日

茨城県知事 大井川 和彦

1. 取消しする道路の種類：第42条第2項の規定による指定に係る道路
 2. 指定取消しの年月日：令和3年12月21日
 3. 取消しする指定道路の位置：猿島郡境町大字下砂井字東原1245番
 4. 取消しする指定道路の延長及び幅員
延長 112.32メートル
幅員 3.10メートル
- ~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2317番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市中1448番地 1 ボヌールロード206
小 泉 充、小 泉 希

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県鹿島下水道事務所長 藤ヶ崎 一 美

1 入札に付する事項

- (1) 件名
茨城県深芝処理場で使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
約8,917,700キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
入札説明書 (仕様書) による。
- (4) 供給期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (5) 供給場所
深芝処理場 神栖市北浜 9 番地

2 担当部局

〒314-0101
茨城県神栖市北浜 9
茨城県鹿島下水道事務所
調達内容に関する担当：施設管理課 今上
入札事務に関する担当：総務課 茂木
電話 0299-96-2617
F A X 0299-96-1099
所属メールアドレス：kage@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有するものであること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (5) 過去の継続する1年間に、契約種別が特別高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画認定決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所等

(1) 茨城県鹿島下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和4年1月31日までの午前9時から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県神栖市北浜9 茨城県鹿島下水道事務所 事務室

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること(様式任意)。

茨城県鹿島下水道事務所メールアドレス kage@pref.ibaraki.lg.jp

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和4年1月17日午後4時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能によりTIFF等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和4年1月24日 午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 入札参加登録シート (.txt ファイル) を電子調達システムにより提出し、確認申請書は郵送、持参またはメールにより提出すること。

イ 確認申請書等を画像ファイル (TIFF ファイル等) に変換し、電子調達システムにより提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の作成方法

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載すること。

なお、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとし、入札書と併せて算出の根拠となった単価表及び計算書 (任意様式) を 2 の担当部局に郵送、持参またはメールにより提出すること。

(2) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる

ものとする。)を記載すること。また、契約にあたっては入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(3) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 2 月 16 日午後 4 時まで
にシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当部局に必着のこと。

(4) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 17 日 午前 9 時

イ 場所

茨城県鹿島下水道事務所 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する
場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条
第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。

(14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から
入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札

(16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) この調達に係る令和4年度予算案が否決された場合は、本公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Fukashiba Waste Water Treatment Plant
8,917,700 kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 4:00 p.m. February 16, 2022

Hand delivery : 4:00 p.m. February 16, 2022

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,
9, Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture, 314-0101 Japan.
TEL 0299-96-2617

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

(1) 件名

霞ヶ浦浄化センターで使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

22,374,000キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

霞ヶ浦浄化センター

2 担当部局

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所

- ・入札契約に関すること 総務課 担当 浅野
- ・調達内容に関すること 霞ヶ浦浄化センター 担当 白土

電 話 029 - 823 - 1621 (代)

F A X 029 - 823 - 1626

所属メールアドレス : ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する1年間に、契約種別が特別高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和4年1月31日(月)までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること(様式任意)。

・霞ヶ浦浄化センター メールアドレス : ryuge_kasumi@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和4年1月17日(月)午後4時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能によりTIFF等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和4年1月24日(月)午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和4年1月31日(月)午後4時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2 に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日 (金) 午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、2 に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 2 月 16 日 (水) 午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 17 日 (木) 午前 9 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札に

より参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和4年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in Kasumigaura Purification Center 22,374,000kWh
- (2) Time limit for tender :
Hand delivery : 4:00 p.m. , February 16, 2022
Mail delivery : 4:00 p.m. , February 16, 2022
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621



●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

(1) 件名

利根浄化センターで使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

24,398,000 キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

利根浄化センター

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 関野

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス : ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒300-1622

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター 担当 大森

電 話 0297-68-3301

F A X 0297-68-8011

メールアドレス : ryuge_tone@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。

(4) 過去の継続する 1 年間に於いて、契約種別が特別高圧で、予定使用電力量以上の電気の供給実績を有する者で

あること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和4年1月31日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること（様式任意）。

・利根浄化センター メールアドレス : ryuge_tone@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和4年1月17日（月）午後4時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和4年1月24日（月）午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵

便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日 (月) 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIFF 等の画像形式ファイルで提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きき添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日 (金) 午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きき添付できないときは、2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2(1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書

に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 2 月 16 日 (水) 午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 17 日 (木) 午前 10 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付する。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。

(14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札

(16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第 146 条の

規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は 1 回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 4 年度年度当初予算が否決された場合には効力は失うものとする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Tone Purification Center 24,398,000kWh

(2) Time limit for tender :

Hand delivery : 4:00 p.m. , February 16, 2022

Mail delivery : 4:00 p.m. , February 16, 2022

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

~~~~~

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

(1) 件名

荃崎ポンプ場外 3 箇所で使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

2,178,000キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

|                  |           |
|------------------|-----------|
| つくば市高崎1033-1     | 荃崎ポンプ場    |
| つくば市羽成876        | 谷田部第二ポンプ場 |
| つくば市鬼ヶ窪下山1047-87 | 谷田部第一ポンプ場 |
| つくば市今鹿島2522-3    | 豊里ポンプ場    |

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 関野

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス: ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒300-1622

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター 担当 大森

電 話 0297-68-3301

F A X 0297-68-8011

メールアドレス: ryuge\_tone@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する 1 年間に、契約種別が高圧又は特別高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

#### (1) 茨城県流域下水道事務所

##### ア 期間

入札公告の日から令和 4 年 1 月 31 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

##### イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

#### (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・利根浄化センター メールアドレス : ryuge\_tone@pref.ibaraki.lg.jp

### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

#### (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

##### ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 4 年 1 月 24 日 (月) 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日 (月) 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIF 等の画像形式ファイルで提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きくなり添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2(1) に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

2(1) の担当部局に同じ。

### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日 (金) 午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きくなり添付できないときは、2(1) に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2(1) の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年2月16日（水）午後4時までシステムへのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2(1)の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

### ア 日時

令和4年2月17日（木）午前10時30分

### イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1階事務室

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 4 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)



17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to be used in 3 Points of Kukizaki pumping station And  
Others 2,178,000kWh
- (2) Time limit for tender :  
Hand delivery : 4:00 p.m. , February 16 , 2022  
Mail delivery : 4:00 p.m. , February 16 , 2022
- (3) Contact point for the notice :  
General Affairs Division,  
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,  
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.  
TEL 029-823-1621

~~~~~  
●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

- (1) 件名
潮来浄化センター外 7 箇所で使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
3,518,300キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
「入札説明書」（仕様書）による。
- (4) 供給期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (5) 供給場所
茨城県潮来市日の出 8 丁目 28 番 1 号外 7 箇所
潮来浄化センター外 7 箇所

2 担当部局

- (1) 入札契約に関すること
〒300-0032
茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
茨城県流域下水道事務所 総務課 廣瀬
電 話 029-823-1621 (代)
F A X 029-823-1626
メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp
- (2) 調達内容に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センター 白土

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス ryuge_itako@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する 1 年間に、契約種別が高圧又は特別高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 4 年 1 月 31 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

- (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・茨城県流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センター メールアドレス : ryuge_itako@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 質問方法

質問は電子調達システムにより TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 4 年 1 月 24 日 (月) 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。)に「3 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日 (月) 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2 に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日 (金) 午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、2 に記載の所属メールアドレス

への送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2(1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年2月16日（水）午後4時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2(1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前11時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1階 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しないものがした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 4 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
 なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請す

ること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in 7 Points of Itako Purification Center And
Others 3, 518, 300kWh

- (2) Time limit for tender :

Hand delivery :4:00 p. m., February 16, 2022

Mail delivery :4:00 p. m., February 16, 2022

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,

2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和4年1月6日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

- (1) 件名

那珂久慈浄化センター外11箇所で使用する電気の供給

- (2) 予定使用電力量

17, 222, 000キロワット時

- (3) 調達件名の仕様等

入札説明書（仕様書）による。

- (4) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- (5) 供給場所

茨城県ひたちなか市長砂163-8 外11箇所

那珂久慈浄化センター 外11箇所

2 担当部局

- (1) 入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 五十嵐

電 話 029-823-1621

F A X 029-823-1626

メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒312-0004 茨城県ひたちなか市長砂163-8

茨城県流域下水道事務所 那珂久慈浄化センター 担当 寺門

電 話 029-285-7760

F A X 029-285-7764

メールアドレス ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する1年間に、契約種別が高圧又は特別高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局(流域下水道事務所総務課)の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局(流域下水道事務所総務課)に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期 間

入札公告の日から令和4年1月31日(月)までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場 所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること(様式任意)。

・那珂久慈浄化センター メールアドレス : ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 1 月 17 日（月）午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

ウ 質問受付先

2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に同じ。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和 4 年 1 月 24 日（月）午後 4 時まで

イ 方 法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「3 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日（月）午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート（txt ファイル）を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日（金）午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった入札金額算出単価表（参考様式）及び計算書（様式は任意）」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった入札金額算出単価表に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 2 月 16 日（水）午後 4 時までにシステムのファイルへの記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日 時

令和 4 年 2 月 17 日（木）午前 9 時

イ 場 所

茨城県流域下水道事務所 1 階 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付する。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 4 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙に

よる入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in Nakakuji Purification Center and 11 others 17, 222, 000kWh
- (2) Time-limit for tender :
Mail delivery : 4 : 00 p. m. , February 16, 2022
Hand delivery : 4 : 00 p. m. , February 16, 2022
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewerage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

- (1) 件名
那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
8, 038, 000キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
「入札説明書」（仕様書）による。
- (4) 供給期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県ひたちなか市長砂163-8
那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号
茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 五十嵐
電 話 029-823-1621
F A X 029-823-1626
メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒312-0004 茨城県ひたちなか市長砂163-8
茨城県流域下水道事務所 那珂久慈浄化センター 担当 助川
電 話 029-285-7760
F A X 029-285-7764
メールアドレス ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する1年間に、契約種別が高圧又は特別高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局(流域下水道事務所総務課)の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局(流域下水道事務所総務課)に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和4年1月31日(月)までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定め

る条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・那珂久慈浄化センター メールアドレス : ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午後 4 時まで。

なお、これ以降に到達したのものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 4 年 1 月 24 日 (月) 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日 (月) 午後 4 時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日 (金) 午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 2 月 16 日 (水) 午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 17 日 (木) 午前 10 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、

随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 4 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Area Sewage Disposal Plant 8,038,000kWh
- (2) Time limit for tender :
Hand delivery : 4:00 p.m. , February 16, 2022
Mail delivery : 4:00 p.m. , February 16, 2022
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

◎入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県流域下水道事務所長 長 山 公 信

1 入札に付する事項

- (1) 件名

さしまアクアステーション外 4 箇所で使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

4,119,100キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

さしまアクアステーション

猿島郡境町2306-2

きぬアクアステーション

下妻市中居指933-1

下妻中継ポンプ場

下妻市中塚1063

小貝川東部浄化センター

筑西市中上野2648

明野中継ポンプ場

筑西市松原1323-1

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所

・総務課 担当 猪野

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

所属メールアドレス: ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒304-0052

茨城県下妻市中居指933-1

茨城県流域下水道事務所 県西浄化センター

・担当 落合

所属メールアドレス: ryuge_kensei@pref.ibaraki.lg.jp

電 話 0296-44-9335

F A X 0296-44-9337

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受

けている期間中の者でないこと。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する1年間に、契約種別が高圧で、予定使用電力量以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和4年1月31日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

- (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること（様式任意）。

・ 県西浄化センター メールアドレス : ryuge_kensei@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより日本語で質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和4年1月17日（月）午後4時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能によりTIFF等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和4年1月24日（月）午後4時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリに

より回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、メール、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 1 月 31 日（月）午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIF 等の画像ファイル形式で提出すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート（txt ファイル）を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 4 日（金）午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書（様式は任意）」についても電子調達システムに入力すること。

なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2(1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望

単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年2月16日（水）午後4時までシステムにファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2(1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前11時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

(13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。

(14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札

(6) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和4年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in 4 points of Sashima Purification Center and others 4, 119, 100kWh
- (2) Time limit for tender :
Hand delivery : 4:00 p.m. , February 16 , 2022

Mail delivery : 4:00 p.m. , February 16 , 2022

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

~~~~~  
( 企 業 局 )

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

1 入札に付する事項

(1) 購入物件名及び数量

水道用次亜塩素酸ナトリウム 5,491,000キログラム (予定数量)

(2) 購入物件名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

(3) 納入期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所        | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場  | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場   | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所        | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱒川浄水場   | 茨城県鹿嶋市鱒川234     |
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382     |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839    |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956  |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685     |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648   |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所潤沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100    |

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局 総務課

電話 029-301-4926

FAX 029-301-4929

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類 9 (薬品類) 小分類 3 (化学工業薬品) に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物品調達の規格 (仕様) に適合する物品及び数量を地域の異なる 2 つ以上の製造工場から確実に納入できることを、供給能力証明書及び代理店証明書を提出することにより証明できる者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

### 4 入札説明書等の交付期間及び場所

#### (1) 交付期間

入札公告の日から令和 4 年 1 月 27 日 (木) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

#### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 21 階

茨城県企業局 総務課 (電話) 029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス [kigyō-keiri@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kigyō-keiri@pref.ibaraki.lg.jp)

### 5 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 2 月 7 日 (月) 午後 5 時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

#### ウ 方法

質問は、電子メール又はファックスによること。

- (2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

#### ア 日時

令和 4 年 2 月 9 日 (水) 午後 5 時まで

#### イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

### 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便 (書留郵便に限る) 又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に 3 の(4)に係る

証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 2 月 10 日 (木) 必着

(2) 提出方法

郵送 (書留郵便に限る) 又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要な事項を記入・署名の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封を閉じ、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と記すこと。

入札金額は 1 キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額 (消費税及び地方消費税抜き) を入札書に記載すること。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「3 月 9 日開封・調達物品の入札書在中 (水道用次亜塩素酸ナトリウム)」と朱書すること。

この場合、再度の入札 (地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項で規定する再度の入札をいう。) を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

(3) 入札書の受領期限

令和 4 年 3 月 9 日 (水) 午後 1 時 30 分。ただし、郵送による入札の場合は、令和 4 年 3 月 8 日 (火) 午後 5 時までに、2 の担当部局に到達しなければならない。

(4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名 (法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

(5) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和 4 年 3 月 9 日 (水) 午後 1 時 30 分



イ 場所 茨城県庁舎行政棟 1 階 入札室 2

ウ 開札 開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札
- (7) 記名を欠くとき。
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (13) その他この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の参加を希望する者がある場合は、7日以内に再度入札を行う。

## 11 入札の辞退

競争入札参加者が、入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否

要

14 詳細は入札説明書による。

15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該調達に係る令和 4 年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (3) 入札・開札の延期等は電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (6) 新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

16 Summary

(1) Requested Items:

Sodium Hypochlorite 5,491,000kg

(2) Closing Date and Time for Tender Submission:

Mail delivery: March 8, 2022 at 05:00pm (local time)

Hand delivery: March 9, 2022 at 01:30pm (local time)

(3) Inquiries:

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Public Enterprise Bureau,

978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4926

◎入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物件名及び数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 10,466,000キログラム (予定数量)

## (2) 購入物件名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

## (3) 納入期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

## (4) 納入場所

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所        | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場  | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場   | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所        | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱈川浄水場   | 茨城県鹿嶋市鱈川234     |
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382     |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839    |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956  |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685     |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648   |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所濁沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100    |

## 2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局 総務課

電話 029-301-4926

FAX 029-301-4929

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyokeiri@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類9 (薬品類) 小分類3 (化学工業薬品) に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物品調達の規格 (仕様) に適合する物品及び数量を地域の異なる2つ以上の製造工場から確実に納入できることを、供給能力証明書及び代理店証明書を提出することにより証明できる者であること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 入札説明書等の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

入札公告の日から令和 4 年 1 月 27 日 (木) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

##### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 21 階

茨城県企業局 総務課 (電話) 029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

#### 5 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 2 月 7 日 (月) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

##### ウ 方法

質問は、電子メール又はファックスによること。

(2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

令和 4 年 2 月 9 日 (水) 午後 5 時まで

##### イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

#### 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便 (書留郵便に限る) 又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に 3 の(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

##### (1) 提出期限

令和 4 年 2 月 10 日 (木) 必着

##### (2) 提出方法

郵送 (書留郵便に限る) 又は持参により提出すること。

##### (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

##### (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

#### 7 入札書の提出方法及び開札場所等

##### (1) 入札書の提出方法

入札書に必要な事項を記入・署名の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封を閉じ、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と記すこと。

入札金額は1キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

## (2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「3月9日開封・調達物品の入札書在中（水道用ポリ塩化アルミニウム）」と朱書すること。

この場合、再度の入札（地方自治法施行令167条の8第4項で規定する再度の入札をいう。）を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

## (3) 入札書の受領期限

令和4年3月9日（水）午後2時15分。ただし、郵送による入札の場合は、令和4年3月8日（火）午後5時までに、2の担当部局に到達しなければならない。

## (4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

## (5) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和4年3月9日（水）午後2時15分

イ 場所 茨城県庁舎行政棟1階 入札室2

ウ 開札 開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

### (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札
- (7) 記名を欠くとき。
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (13) その他この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の参加を希望する者がある場合は、7 日以内に再度入札を行う。

#### 11 入札の辞退

競争入札参加者が、入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 詳細は入札説明書による。

#### 15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該調達に係る令和 4 年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (3) 入札・開札の延期等は電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (6) 新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

## 16 Summary

### (1) Requested Items:

Polyaluminium Chloride 10,466,000kg

### (2) Closing Date and Time for Tender Submission:

Mail delivery: March 8, 2022 at 05:00pm (local time)

Hand delivery: March 9, 2022 at 02:15pm (local time)

### (3) Inquiries:

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Public Enterprise Bureau,

978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4926

## ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和4年1月6日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

## 1 入札に付する事項

### (1) 購入物件名及び数量

水道用粉末活性炭 349,000キログラム (予定数量)

### (2) 購入物件名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

### (3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### (4) 納入場所

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所       | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場 | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場  | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所       | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱒川浄水場  | 茨城県鹿嶋市鱒川234     |

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382    |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839   |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956 |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685    |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648  |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所濁沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100   |

## 2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局 総務課

電話 029-301-4926

FAX 029-301-4929

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類9 (薬品類) 小分類3 (化学工業薬品) に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物品調達の規格 (仕様) に適合する物品及び数量を地域の異なる2つ以上の製造工場から確実に納入できることを、供給能力証明書及び代理店証明書を提出することにより証明できる者であること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 入札説明書等の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

入札公告の日から令和4年1月27日 (木) までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第7号) に定める休日を除く。

### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟21階

茨城県企業局 総務課 (電話) 029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

## 5 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

### ア 質問受付期間

公告の日から令和4年2月7日 (月) 午後5時まで



なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は、電子メール又はファックスによること。

(2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 4 年 2 月 9 日 (水) 午後 5 時まで

イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便（書留郵便に限る）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に 3 の(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 2 月 10 日 (木) 必着

(2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入・署名の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封を閉じ、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と記すこと。

入札金額は 1 キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「3 月 9 日開封・調達物品の入札書在中（水道用粉末活性炭）」と朱書すること。

この場合、再度の入札（地方自治法施行令167条の8第4項で規定する再度の入札をいう。）を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

(3) 入札書の受領期限

令和4年3月9日（水）午後3時。ただし、郵送による入札の場合は、令和4年3月8日（火）午後5時までに、2の担当部局に到達しなければならない。

(4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

(5) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和4年3月9日（水）午後3時

イ 場所 茨城県庁舎行政棟1階 入札室2

ウ 開札 開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(4) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(6) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札

(7) 記名を欠くとき。

(8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

(11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(13) その他この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の参加を希望する者がある場合は、7日以内に再度入札を行う。

## 11 入札の辞退

競争入札参加者が、入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 詳細は入札説明書による。

## 15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該調達に係る令和4年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (3) 入札・開札の延期等は電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (6) 新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

## 16 Summary

- (1) Requested Items:  
Powdered Activated Charcoal 349,000kg
- (2) Closing Date and Time for Tender Submission:  
Mail delivery: March 8, 2022 at 05:00pm (local time)  
Hand delivery: March 9, 2022 at 03:00pm (local time)

## (3) Inquiries:

Administrative Section, General Affairs Division,  
Ibaraki Public Enterprise Bureau,  
978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310-8555, Japan  
TEL 029-301-4926

~~~~~  
(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県内警察署等計 26 施設で使用する電気の供給契約、予定数量 : 7,553,000 kWh ②茨城県警察本部会計課調度係 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 3 年 12 月 23 日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 秋本 展 秀 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 ⑤128,627,739 円 (消費税及び地方消費税を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦ 令和 3 年 11 月 4 日 ⑧落札方式は、最低価格

~~~~~  
指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえ縄漁業について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 4 年 1 月 6 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

(操業の承認)

- 1 茨城県海面 (以下「海面」という。)において、はえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数 3 トン以上 5 トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するも

のとする。

- (1) 前年、海面において当該漁業の操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

(制限又は条件)

3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。

- (2) 操業禁止区域

① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。

② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。

③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

- (3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

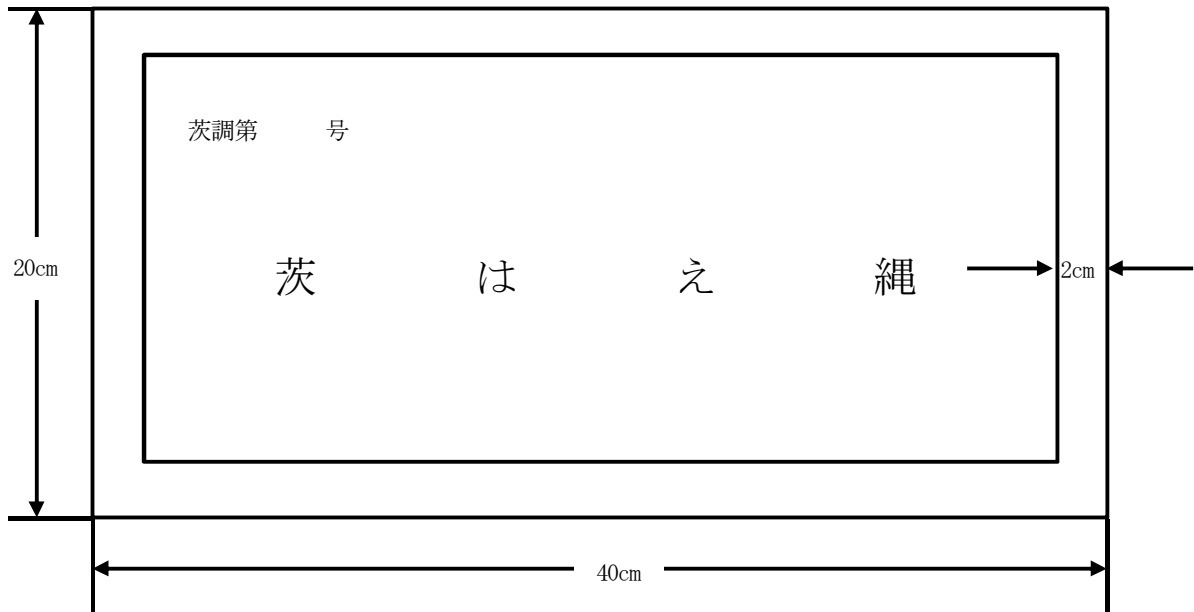
(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、令和4年3月16日から令和5年3月15日までとする。

(取扱の細目)

7 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、はえ縄漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

## は え 縄 漁 業 委 員 会 指 示 取 扱 要 領

令和 4 年 1 月 6 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号によるはえ縄漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

## (申請書の提出)

- 1 はえ縄漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)と副申書(その他、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書)を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を經由するものとする。

## (1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3)前年の水揚げ実績を証する書面(委員会指示 4 に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

## (承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和 4 年 2 月末日までとする。

## (承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第 3 号)を申請者に交付する。

## (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第 4 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

## (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第 5 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

## (漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第 4 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

は え 縄 漁 業 操 業 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

委員会指示に基づくはえ縄漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数





様式第 3 号 (茨城県内に根拠地を有する漁船の場合)

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨調第 号                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>は え 縄 漁 業 操 業 承 認 証</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 住 所                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 氏 名 又 は 名 称                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 船 名                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 漁 船 登 録 番 号                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 総 ト ン 数                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 推 進 機 関 の 種 類<br>及 び 馬 力 数 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 承 認 有 効 期 間                | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 制 限 又 は 条 件                | <p>(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地 (北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒) から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</p> <p>(2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。</p> <p>(3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。</p> |
| 令和 年 月 日                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 茨城海区漁業調整委員会                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 会 長 高 濱 芳 明                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

様式第 3 号 (茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船の場合)

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨調第 号                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>は え 縄 漁 業 操 業 承 認 証</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 住 所                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 氏 名 又 は 名 称                |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 船 名                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 漁 船 登 録 番 号                |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 総 ト ン 数                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 推 進 機 関 の 種 類<br>及 び 馬 力 数 |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 承 認 有 効 期 間                | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 制 限 又 は 条 件                | (1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。<br>(2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあつては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面においては操業してはならない。<br>(3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。                                                                                         |
|                            | 又は<br>(1) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地 (北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒) から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。<br>(2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあつては、鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。<br>(3) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。 |
|                            | 共通(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。                                                                                                                                                                                                                       |
| 令和 年 月 日                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 茨城海区漁業調整委員会                |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 会 長 高 濱 芳 明                |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

## はえ縄漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証(承認番号 )の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

## 記

## 1 変更内容

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

## 2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ⑩

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証 (承認番号 ) を亡失 (き損) したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失 (き損) の理由

様式第 6 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

## はえ縄漁獲実績報告書

|    |  |      |  |      |  |      |                |
|----|--|------|--|------|--|------|----------------|
| 船名 |  | 登録番号 |  | 総トン数 |  | 操業期間 | 月 日から<br>月 日まで |
|----|--|------|--|------|--|------|----------------|

## 操 業 状 況

| 操業日数 | 漁 獲 量 |      |     |      |    |     |    | 金額 | 備考 |
|------|-------|------|-----|------|----|-----|----|----|----|
|      | ひらめ   | かれい類 | すずき | あいなめ |    | その他 | 計  |    |    |
| 月分   | Kg    | kg   | Kg  | Kg   | Kg | Kg  | Kg | 千円 |    |
| 日    |       |      |     |      |    |     |    |    |    |
|      |       |      |     |      |    |     |    |    |    |
|      |       |      |     |      |    |     |    |    |    |
| 計    |       |      |     |      |    |     |    |    |    |

注 茨城県海面における操業について、1月分から12月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)